

都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務委託及び 都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員 派遣業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務委託及び都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員派遣業務委託の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

ア 都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務委託（長期継続契約）

イ 都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員派遣業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

業務内容の詳細は、別添「都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務及び都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員派遣業務委託仕様書」による。

(3) 業務の実施方式

本件は、幼児期から中学校段階までの外国語活動及び外国語科（以下「英語活動等」という。）並びに国際理解教育の学びの連続性を確保するため、上記2業務を一括して発注し、一括して受託するものとする。

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 提案上限額

各年度の提案上限額は、次のとおりとする。なお、以下の額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すための上限額である。

ア 都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務委託

各年度 40,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員派遣業務委託

各年度 12,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 留意事項

本プロポーザルは、令和9年度当初予算成立前の準備行為として実施するものであ

り、当該予算が成立しない場合又は内容に変更が生じた場合は、本件の実施を中止し、又は内容を変更することがある。

3 選定方法

(1) 選定方式

受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 選定手順

選定は、次の手順により行う。

- ア 参加申込書及び資格確認書類の提出
- イ 参加資格の確認
- ウ 企画提案書等の提出
- エ プレゼンテーション及びヒアリングの実施
- オ 審査委員会による審査
- カ 受託候補者及び次点候補者の選定

(3) 審査機関

審査は、「都留市立小中学校外国語指導助手派遣業務及び都留市グローバル・ウイング事業外国人指導員派遣業務委託事業者審査委員会」において行う。

(4) 受託候補者の選定

審査委員会は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

あわせて、必要に応じて次点候補者を選定する。

(5) 最低基準点

審査の結果、合計得点が 100 点満点中 60 点未満の提案者は、受託候補者として選定しない。

(6) 同点の場合

合計得点が同点となった場合は、企画提案内容（危機管理・法令遵守、価格以外）に係る評価点の合計が高い者を上位とし、なお同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 都留市の入札参加資格停止その他これに類する措置を受けていない者であること。
- (3) 法人格を有し、本業務を安定的に履行できる組織体制及び財務基盤を有する者であること。
- (4) 本業務の実施に当たり必要となる法令上の許可、認可、届出等が必要な場合は、これを満たしている者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (8) 令和 3 年度以降に、地方公共団体において、次のいずれかの受託実績を有すること。
 - ア ALT 派遣又は外国語指導助手に係る業務
 - イ 保育園、幼稚園、認定こども園等における英語活動の支援又はこれに類する業務
- (9) 本業務の履行開始日から、仕様書に定める派遣人数及び実施体制を確保できる見込みがあること。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
実施要領等の公表	令和 8 年 10 月 13 日(火)
参加申込書及び資格確認書類の提出期限	令和 8 年 11 月 4 日(水) 午後 5 時まで
質問受付期間	令和 8 年 11 月 5 日(木)から 11 月 13 日(金) 午後 5 時まで
参加資格確認結果通知	令和 8 年 11 月 17 日(火)
質問回答	令和 8 年 11 月 17 日(火)まで
企画提案書等提出期限	令和 8 年 12 月 2 日(水) 午後 5 時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 12 月 22 日(火)
審査結果通知	令和 8 年 12 月 28 日(月)まで

6 参加申込及び資格確認

(1) 提出書類

参加希望者は、次の書類を提出すること。

- ア プロポーザル参加意向申出書(様式 1)
- イ 誓約書
- ウ 会社概要書(様式任意)
- エ 類似業務実績書(様式任意)
- オ 財務諸表等(直近 3 年分)
- カ 納税証明書(国税、都道府県税、市区町村税)
- キ 法人の定款又はこれに準ずる書類
- ク 必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ その他市が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和 8 年 11 月 4 日(水) 午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は書留郵便によるものとする。

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除いた平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に学校教育課に連絡すること。

(4) 提出先

担 当： 都留市教育委員会 学校教育課

所 在： 〒402-0052 山梨県都留市中央三丁目 9 番 3 号

(5) 参加資格確認結果の通知

令和 8 年 11 月 17 日(火)までに文書で通知する。

(6) 理由説明の請求

参加資格を認められなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下同じ。)以内に、書面により理由説明を求めることができる。

教育委員会は、請求を受けた日の翌日から起算して 5 日以内に、書面により回答する。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本要領、仕様書その他配布資料に関する質問は、質問書(様式任意)を電子メール又はFAXにより提出すること。

電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和8年11月5日(木)から11月13日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年11月17日(火)までに、参加資格確認書類を提出した者に対し、電子メール又はFAXにより通知する。

なお、回答は、必要に応じ本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う場合がある。

(4) 提出先

担 当： 都留市教育委員会 学校教育課

E-mail： gakkou@city.tsuru.lg.jp

F A X ： 0554-43-1323

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有すると認められた者は、次の書類を提出すること。

ア 提案書(様式6)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 見積書及び見積内訳書(任意様式)

エ 業務実施体制表(任意様式)

オ その他必要資料

(2) 提出部数

紙媒体にて正本1部、副本7部の計8部及び電子媒体(CD-R または DVD-R)にて1部とする。

(3) 提出期限

令和8年12月2日(水) 午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は書留郵便によるものとする。

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までとし、事前に学校教育課に連絡すること。

(5) 提出先

担 当： 都留市教育委員会 学校教育課

所 在： 〒402-0052 山梨県都留市中央三丁目9番3号

9 企画提案書の記載事項

企画提案書には、少なくとも次の事項を記載すること。

(1) 業務理解及び基本方針

本業務の目的及び都留市の英語教育の方向性を踏まえた基本的な考え方

(2) 実施計画

本業務の趣旨及び目的を達成するための具体的計画

(3) 実施体制

統括責任者、担当者、連絡調整体制、都留市内小中学校（以下「学校」という。）・市内の保育園（所）及び認定こども園（以下「保育園等」という。）・教育委員会との連携体制

(4) 業務管理体制

勤務状況の把握方法、業務改善の仕組み（巡回、面談、助言等）

(5) 人材確保体制

ALT 及び外国人指導員を安定的に確保する方法、欠員時の代替体制、派遣開始までの準備計画

(6) 採用体制

採用基準、採用方法、人物確認、日本語能力確認、適格性確認の方法

(7) 研修体制

派遣前研修及び派遣後研修の内容、学習指導要領・保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領等への対応、幼保小中接続の視点を踏ま

えた研修内容

(8) 危機管理体制

欠員、事故、苦情、災害、トラブル等への対応

(9) 教育効果向上に向けた提案

児童生徒及び幼児の英語への興味関心、コミュニケーション意欲、国際理解の促進に向けた工夫、学校・保育園等への支援策、効果検証の方法

(10) 類似業務実績

地方公共団体等における受託実績、業務規模、実施内容、成果等

(11) 見積額

業務ごとの見積額及び積算内訳

10 提出物の取扱い

- (1) 提出された企画提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれ企画提案書の提出者（以下「提出者」という。）に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得なければならない。
この場合において、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者にすべて帰属するものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、選定作業に必要な範囲内において複製し使用するものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、提出者に返却しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書の公開については、都留市情報公開条例(平成 12 年都留市条例第 38 号)に基づき、公開する場合があるが、原則として、提出者の了解が得られない場合は、公開しない。

11 審査基準

審査基準は、別表のとおりとする。

12 その他事務的事項

(1) 失格又は無効

提出された企画提案書が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ア 申請書類、企画提案書等に虚偽の記載があったとき。
- イ 申請書類、企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- エ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- オ 申請資格を有していないことが判明したとき。
- カ 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、委託者として業務を行うことについてふさわしくないと認められたとき。
- ク その他不正な行為があったと認められたとき。

(2) 本件に係る問合せ及び書類等の提出先

担 当： 都留市教育委員会 学校教育課

所 在： 〒402-0052 山梨県都留市中央三丁目 9 番 3 号

電 話： 0554-43-1111(代) 内線 88207

F A X ： 0554-43-1323

E-mail： gakkou@city.tsuru.lg.jp

別表 審査基準

審査項目	主な評価内容	配点
1. 業務理解・基本方針	○仕様書の内容及び本市の英語教育の目的を十分理解した提案となっているか。 ○ALT 派遣業務及びグローバル・ウイング事業の趣旨を踏まえた基本方針が明確か。 ○幼保小中の接続及び英語教育の一貫性向上に対する考え方が適切か。	10
2. 実施体制・業務管理	○統括責任者、担当者等の配置が明確であり、責任体制が適切か。 ○教育委員会、学校、保育園等との連絡調整体制が明確で、迅速な対応が期待できるか。 ○勤務状況の把握、巡回指導、面談、改善支援、苦情対応等の体制が適切か。	10
3. 人材確保・採用	○ALT 及び外国人指導員を安定的に確保できる見込みがあるか。 ○採用基準が明確であり、本業務に適した人材を確保できる内容か。 ○面接、指導力確認、日本語能力確認、適性確認等の方法が適切か。	20
4. 研修体制・人材育成	○業務開始前に必要な知識・技能を習得させる研修内容が適切か。 ○業務開始後の継続的な研修及びフォロー体制が適切か。 ○学習指導要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領等を踏まえた研修内容となっているか。	20
5. 危機管理・法令遵守	○欠員時の代替要員確保、引継ぎ、継続実施の体制が適切か。 ○事故、苦情、災害、トラブル等への対応体制が整っているか。 ○個人情報保護、就労資格確認、関係法令遵守の体制が適切か。	10
6. 教育効果向上の提案	○ALT の効果的活用、授業改善、教材作成等の提案が優れているか。 ○保育園等における英語活動の提案が優れているか。 ○教育効果の把握、検証、改善提案の方法が具体的か。	10
7. 価格及び実現性	○見積額の積算内容が明確で妥当か。 ○提案価格が適正かつ競争性を有しているか。 ○類似業務受託の実績はあるか。提案された事業は実現可能か。	20